研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

二　総領事館

区分	号別月額	［略］	24号	25号	［略］
			円	円	
			254,700	232,700	
国地の別	アジア		スラバヤ メダン チェンマイ 済州 釜山 セブ ダバオ	デンパサール ホーチミン ペナン	
	大洋州			シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド	
	北米		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール		
	中南米		クリチバ サンパウロ レオン		
	欧州		ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	バルセロナ	
	中東		イスタンブール		
	アフリカ				

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で改令で定められる額であるところ、研修員手当については100分の75から100分の125の範囲内の実勢を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

二　総領事館

区分	号別月額	［同上］	24号	25号	［同上］
			円	円	
			254,700	232,700	
国地の別	アジア		スラバヤ メダン チェンマイ 済州 釜山 セブ ダバオ	デンパサール ホーチミン ペナン	
	大洋州			シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド	
	北米		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール		
	中南米		クリチバ サンパウロ レオン		
	欧州		ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	バルセロナ	
	中東			イスタンブール	
	アフリカ				

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で改令で定められる額であるところ、研修員手当については100分の75から100分の125の範囲内の実勢を勘案した号の設定が必要となる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の別表の規定は、令和三年一月一日から適用する。